

I.生活支援コーディネーターに期待される機能と役割

1

1 生活支援サービスについて

サービスの分類	サービス事業	一般介護予防	任意事業	市町村実施	民間市場	地域の 助け合い	備 考
①介護者支援			総合事業の対象外であり、任意事業、市町村の独自事業での実施を想定。介護者の集い、介護教室等。				
②家事援助	訪問型サービス で実施。NPO・ ボランティアを 主に活用			要介護者の生活支援は任意事業で実施可能。 一般財源化された軽度生活支援は市町村独自で 実施可能。			
③交流サロン	要支援者を中心に定期的な利用が可能な形態は総合事業の通所型サービス、その他の地域住民の通いの場は一般介護予防事業を主に想定。住民、ボランティア等を中心に実施。						
④外出支援	訪問型サービス Dで実施。担い 手はNPO、ボラ ンティア			左記以外は、市町村・民間事業者が独自に実施			
⑤配食＋見守り	その他の生活支 援サービスを活 用可。担い手は NPO、民間事業 者等		左記以外は、任意事業又は市町村・民間事業者が独自に実施				サービス事 業では、民 間市場で提 供されない サービスを 提供
⑥見守り・安否 確認	その他の生活支 援サービスを活 用。担い手は住 民、ボランティア 等		左記以外は、地域の地縁組織・民間事業者等による緩やかな見守り				

※ 上表中、地縁組織は地区社会福祉協議会、自治会、町内会、地域協議会等を意味する。

4. 「地域資源の開発」と「支援の提供」を分けて考える

■「生活支援体制整備事業（地域資源の開発）」と「総合事業（支援の提供）」は、分けて考える

「総合事業に資するサービスを開発するのが生活支援体制整備事業」ではなく、「（既存サービスに加え）生活支援体制整備事業で開発された支援・サービスの中で、総合事業に適合する支援を組み込む」と考えるべき。

【地域資源の開発】

◎既存の地域資源の整理・確認

他部署等の住民主体の取組み（健康づくり・生涯学習等）、市町村以外の活動（民間企業やNPO・ボランティア団体等）も含めた幅広い既存事業を把握・整理することが重要。例えば、地域包括支援センターが作成した資源マップなど既存で整理されたものを活用する視点も求められる。

◎地域に不足している資源の特定と開発

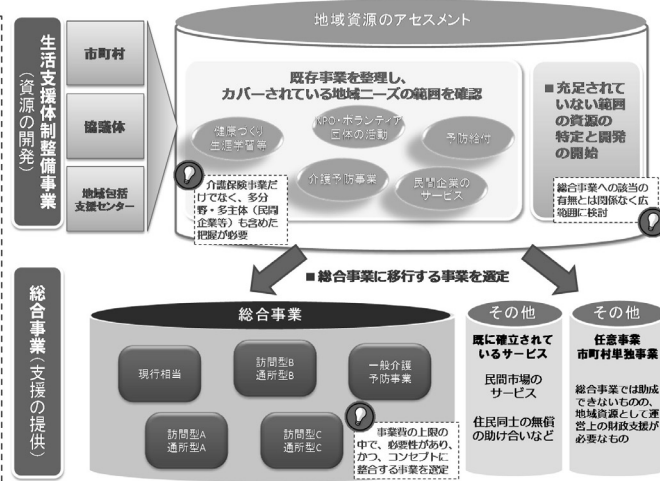
既存の地域資源では対応できていない生活支援ニーズを特定し、協議体を活用し、時間をかけて資源開発していくことが重要。

【支援の提供】

◎総合事業に移行する事業を選定

①事業費を充てる必要性、②総合事業のコンセプトとの整合性、の観点から優先順位を付けて選定。

<「地域資源の開発」と「支援の提供」>



一般介護予防と住民主体による通いの場は連続的

3. 地域資源の開発・発展のイメージ ①住民主体の支援体制の発展イメージ

【一次予防事業 → 一般介護予防事業 → 通所型B(住民主体) → 訪問型B(住民主体)】

■「地域介護予防活動支援事業」が中核

従来の一次予防事業は、意識啓発等の「介護予防普及啓発事業」が中心であったが、総合事業では、地域における住民の主体的な取組みの育成・支援を行う「地域介護予防活動支援事業」が中心的な事業となる。

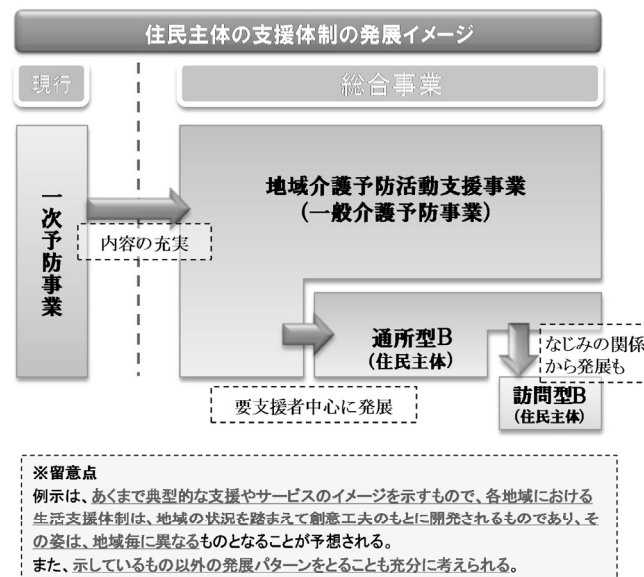
また、現行の一次予防事業の類似の事業については、週に1回の活動を複数回に増やす、予防的な要素を組み込むなど、助成の交付も含め、目的にあった取組に強化・改善することが求められる。

■要支援者中心のサービスに発展させ通所型Bを整備

一般介護予防事業の利用者は全ての高齢者を対象としているが、初期の段階では元気高齢者の利用が多いと考えられる。要支援者相当の利用者が増えていく過程で、通所型B(住民主体の支援)への発展的な移行も考えられる。

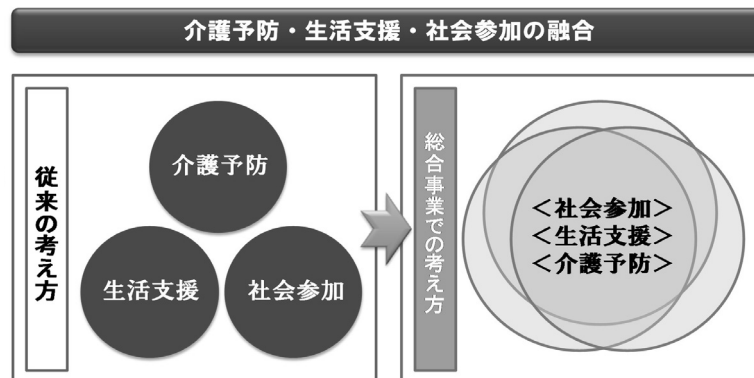
■通所型Bから訪問型Bへの発展

訪問型Bは、生活支援を住民主体で行うものであり、信頼関係やなじみの関係が重要な前提となる。通所型B(住民主体)の継続的な運営により住民間のなじみの関係が構築されると、簡単なゴミ出しや買い物支援などを提供する訪問型Bに発展することが期待される。



- 生活支援サービスには、総合事業だけでなく、総合事業には位置づけられない住民主体の地域の助け合い、民間企業による市場のサービス、市町村の単独事業等を含む。
- 協議体、コーディネーターの活動は、総合事業内の生活支援サービスだけでなく、多様なサービス・活動を視野にいれることが必要
- 特に一般介護予防と住民主体による通いの場は連続的であると考えられる。介護予防、生活支援、社会参加は、一体的に推進することが必要。

※地域資源の全てを総合事業に位置づける必要はないことにも留意。



2 生活支援コーディネーターと協議体の活動理念

利用者、他の専門職、行政職員等とも共有できるよう働きかける

(1) 利用者への支援やサービスの質に関する理念

- 高齢者が地域で生きがいや役割を持ち、尊厳を保持し、高齢者が地域で自分らしい生活を送ることができるように、その人の状態に最適な生活支援等サービスの活用を支援する
- 生活支援等サービスの質を担保する(役立つ、使いやすい、信頼がおける、自立や社会参加に資する、ソーシャルサポートを維持する)

(2) 地域の福祉力の形成に関する理念

- 地域のできるだけ多くの主体や元気な高齢者の参加を得てサービスが提供できる体制を整える
- 支え上手、支えられ上手を増やす
- 地域の参加を広げ、地域の力量を高める
- 地域とともにサービスや活動を創出し、一緒に運営していく

(3) 地域社会の持続可能性に関する理念

- 皆で資源を持ち寄り、賢く効率的に財源を使う
- 地域の実情や将来の介護保険制度等の姿をよく考える

3 コーディネーター、協議体の位置づけ

(1)「介護予防・日常生活支援総合事業」ガイドライン における位置づけ

(生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員))

- 高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者を「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」(以下「コーディネーター」という。)とする。

(協議体)

- 市町村が主体となり、各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークを「協議体」とする。

(コーディネーターと協議体によるコーディネート機能の考え方)

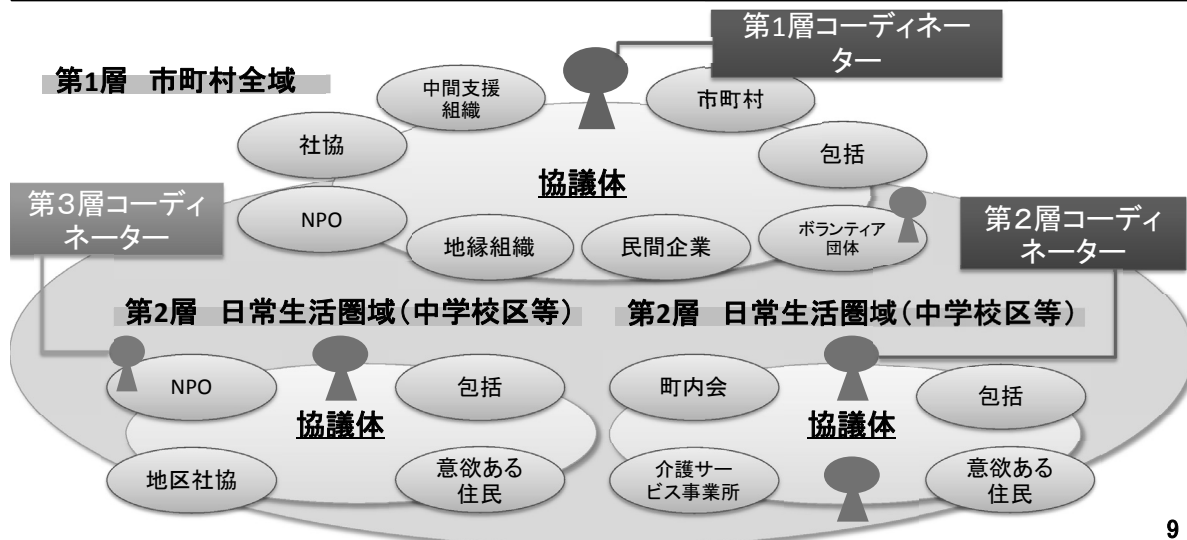
- 日常生活ニーズ調査や地域ケア会議等により、地域の高齢者支援のニーズ及び地域資源の状況について十分把握し、地域における以下の取組を総合的に支援・推進。
 - ① 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
 - ② 地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ
 - ③ 関係者のネットワーク化
 - ④ 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
 - ⑤ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発(担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能)
 - ⑥ ニーズとサービスのマッチング

○ コーディネート機能は、概ね以下の3層で展開。当面は第1層・第2層の機能を充実し、体制整備を推進していくことが重要。

- ・第1層 市町村区域で①～⑤を中心に行う機能
- ・第2層 日常生活圏域で、第1層の機能の下、①～⑥を行う機能
- ・第3層 個々の生活支援、介護予防サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能

コーディネーター・協議体の配置・構成のイメージ

- コーディネーターとして適切な者を選出するには、「特定の団体における特定の役職の者」のような充て職による任用ではなく、例えば、先に協議体を設置し、サービス創出に係る議論を行う中で、コーディネーターにふさわしい者を協議体から選出するような方法で人物像を見極めたうえで選出することが望ましい。
- 協議体は必ずしも当初から全ての構成メンバーを揃える必要はなく、まずは最低限必要なメンバーで協議体を立ち上げ、徐々にメンバーを増やす方法も有効。
- 住民主体の活動を広める観点から、特に第2層の協議体には、地区社協、町内会、地域協議会等地域で活動する地縁組織や意欲ある住民が構成メンバーとして加わることが望ましい。
- 第3層のコーディネーターは、サービス提供主体に置かれるため、その提供主体の活動圏域によっては、第2層の圏域を複数にまたがって活動が行われたり、時には第1層の圏域を超えた活動が行われたりすることも想定される。



9

(2) コーディネーターの目的・役割等

① コーディネーターの設置目的

市町村が定める活動区域ごとに、関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、上記のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進することを目的とする。

② コーディネーターの役割等

- ・生活支援の担い手の養成、サービスの開発(第1層、第2層)
- ・関係者のネットワーク化(第1層、第2層)
- ・ニーズとサービスのマッチング(第2層)

③ 配置

地域包括支援センターとの連携を前提とした上で、配置先や市町村ごとの配置人数等は限定せず、地域の実情に応じた多様な配置を可能とする。

④ コーディネーターの資格・要件

地域における助け合いや生活支援・介護予防サービスの提供実績のある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者。

各レベルのコーディネーターの基本的な役割

- 第1層(市町村全域対象)、第2層(日常生活圏域対象)
 - ・生活支援の担い手の養成、サービスの開発等の資源開発
 - ・関係者のネットワーク化の推進

- 第3層のコーディネーター(サービス提供組織に属する)
 - ・自身が属する組織のサービスの提供...サービス提供内容の調整と担い手とのマッチング

第1層のコーディネーターの活動

- 市町村全域でのサービス開発
 - ・市町村全域で生活支援サービスが利用できるよう、現在あるいは今後生活支援サービスを行う活動主体を把握する。
 - ・既存の団体への活動開始への働きかけ、立ち上げ支援等を行う。
- 住民によるサービス提供主体への活動支援
 - ・中間支援組織やサービス提供組織と協働し、ボランティアの呼びかけやサービスの案内等の広報支援、養成研修、スキルアップ研修等を行う。
 - ・同種の活動を行っている団体の情報交換や連絡の場を設けたり、協働を促す。
 - ・継続的な活動を行う組織への、事務所・コーディネーター等の確保に関する支援方策の検討。
- 行政からの情報提供や意見交換の促進
 - ・行政の施策等の情報をコーディネーターやサービス提供主体に提供し、定期的な意見交換の場を設けるなど、行政との連携や施策の計画的な推進を促進する

第2層のコーディネーターの活動

- 生活支援サービスについてのニーズ把握
 - ・地域包括支援センター等と協働して既存の情報を活用し、小地域ごとにニーズを明らかにする。
 - ・地域の住民組織等との日常的な意見交換
- 圏域の活動団体・社会資源の把握
 - ・生活支援サービスを行っている団体、サロン活動の拠点、高齢者がよく買い物にいく商店街、地域密着型の企業など社会資源を把握する
- 圏域に必要なサービスや活動(社会参加・活動の場・居場所等)の開発
 - ・開発視点は第1層のコーディネーターの活動と同様。住民の気づきの支援など、活動の支援と開発を一体的に進めていく
- 地域への情報提供と利用者のサービスへの結び付け
 - ・生活支援サービスの情報をリストや冊子にまとめ、利用者、地域の支援者・活動者、居宅介護支援事業所等に提供する
- サービス提供主体・地域の諸団体、居宅介護支援・介護サービス事業所間の日常的な連携・協働の促進
 - ・互いの役割分担等についての共通認識の醸成

第3層のコーディネーターの活動

- 支援を必要とする人のアセスメントと生活支援プランづくりのお手伝い
 - ・利用者が地域の支援を得ながら、地域で自分らしい生活続けることが出来る生活支援プランを、利用者と一緒に考えていく
- サービスの担い手の支援
 - ・担い手が、不安なく意欲を持ち活動し続けることが出来るよう、技能習得のための研修などを行う
- サービス提供時の関係機関との調整
 - ・利用者の生活ニーズを代弁し、活動の担い手側に立ち、担い手の声や課題を専門職等に対し代弁する

(3) 協議体の目的・役割等

① 協議体の設置目的

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が求められることから、市町村が主体となって、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働によるサービスや資源開発等を推進することを目的とする。

② 協議体の役割等

- コーディネーターの組織的な補完
- 地域ニーズの把握(アンケート調査やマッピング等の実施)
- 情報の見える化の推進
- 企画、立案、方針策定を行う場
- 地域づくりにおける意識の統一を図る場
- 情報交換の場
- 働きかけの場

③ 協議体の設置主体

市町村が地域の関係者のネットワーク化を図り協議体を設置する。

④ 協議体の構成団体等

- ・行政機関(市町村、地域包括支援センター等)
- ・コーディネーター
- ・地域の関係者(NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等)

※この他にも地域の実情に応じて適宜参画者を募ることが望ましい。

⑤ 費用負担

人件費、委託費、活動費用については、地域支援事業の包括的支援事業(生活支援体制整備事業)の対象

※コーディネーターの配置、協議体の設置形態は、地域の実情に応じて既存の資源を活用した様々なあり方を想定

※コーディネーターの活動、協議体の協議のいずれも、地域の公益的な活動の視点、公平中立な視点が大切

コーディネーター及び協議体設置に係る参考事例

①地域包括支援センター型

【佐々町地域包括支援センター（長崎県佐々町）の取組事例】

地域包括支援センターの3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）が中核となって設置した事例

②住民・行政等協働型

【神奈川県平塚市（町内福祉村事業）の取組事例】

行政が仕組みづくり（制度化）を実施し、住民と協働して設置した事例

③社会福祉協議会型

【伊賀市社会福祉協議会（三重県伊賀市）の取組事例】

社会福祉協議会が中核となり、市町村と協働して設置した事例

④NPO型

【NPO法人ふらっとステーション・ドリーム（神奈川県横浜市）の取組事例】

【NPO法人介護者サポートネットワークセンターアラジン（東京都杉並区）の取組事例】

テーマ型の活動を行うNPOが中核となり、市町村と協働して設置した事例

⑤中間支援組織型

【NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸（兵庫県神戸市）の取組事例】

自らが事業を実施せず、事業を行うNPOを側面から支援するNPOのような組織のはたらきかけ等により設置した事例

17

〈事例1 秋田県 小坂町〉

生活支援サービス協議体の設置、生活支援コーディネーターの設置に向けた取組状況について

生活支援コーディネーター:2名

・40年以上保健師として活動し地域に精通している方1名

・地域・団体に精通している町社会福祉協議会職員1名

※町社会福祉協議会が持つ地域のネットワークを活かし、運用面でより充実した内容とする

協議体(平成27年秋頃設置予定)

☆設置の意義・目的

- ・関係機関の情報共有や連携を図るとともに、地域資源の発掘や構築
- ・地域ケア会議で出された地域課題や運営協議会等で示された方向性との整合性を図るために、町(地域包括支援センター)が協議会の事務局を担う。

☆協議会に求める役割

- 体制構築に向けた企画立案や必要な協議・調整
- コーディネーターを組織的に支持
- 各構成員で把握している地域ニーズを共有し、地域課題の解決に結びつける

☆今後の予定

- 平成27年 7月 協議会の構成について確定をさせる
- 8月 要綱の整備、構成員へ参加の打診・調整
- 10月 構成員向けの研修を実施
- 第1回目の会議を実施予定

想定している協議会構成員の構成

- ・町社会福祉協議会(SC1名)
- ・社会福祉法人1団体
(町の介護予防事業受諾団体:1名)
- ・自治会総連絡協議会
(地縁活動や見守り活動:
町内5地区から代表を5名)
- ・民生委員(声かけや見守り:2名)
- ・介護予防協力員(代表1名)
- ・ボランティア活動実践者(居場所づくりや家事支援の分野から各1名)
- ・地域包括支援センター(SC1名・事務局兼務)

18

協議体の立ち上げ、運営の方向性

〈事例2 千葉県 流山市〉

第1段階



平成27年7月から、市内全体を対象エリア第1層) としての協議体を立ち上げる(準備会からスタート)。

参加組織、団体等(現時点の予定)

- NPO法人(複数)
- 流山市社会福祉協議会
- 流山市シルバー人材センター
- 民生児童委員
- 老人クラブ
- 生活協同組合
- 介護保険事業者
- 商工会議所
- コミュニティスポーツリーダー
- 学識経験者
- その他地域の支え合い、生活支援に関する活動を行う団体等

市町村担当者、
地域包括支援センター、
生活支援コーディネーターは、
事務局側として参画

▼役割・話し合うこと

- ・地域の支え合い・生活支援の体制整備のための連携の強化
- ・地域の支え合い・生活支援の現状と生活支援ニーズの把握・共有化
- ・支え合い・生活支援の体制整備の企画立案と対応の検討
- ・社会資源マップ等の情報の見える化の推進
- ・生活支援コーディネーターの支援及び連携

等

第2段階

日常生活圏域を対象エリア(第2層)としての協議体については、27年12月頃を目標に立ち上げを推進する。

第2層の協議体に追加して参加する組織、団体等(現時点の予定)

- 地区社会福祉協議会
- 自治会

※議題によっては、事前周知し、地域住民に広く参加を呼び掛けることも。。

19

〈事例3 奈良県 生駒市〉

協議体と生活支援コーディネーターについて

- 第1層：介護保険運営協議会のメンバー＋αで検討



市民活動推進課と社会福祉協議会と高齢施策課において
ニーズ調査の実施(案)、ボランティアの養成・育成等

- 第2層：市民自治協議会との連携、平成27年度は「勉強会」の立ち上げ
- ひまわりの集い等を全市拡大していく方法論の検討等

20

生活支援コーディネーター・協議体

生活支援コーディネーター(第1・2層で選任)

- ・地域包括支援センター内に新たに配置
- ・選任理由: サロン活動や家族会で中心的役割を果たし知識や経験、熱意があったため。
- ・活動内容: 今年度、サービス担い手の養成研修予定

協議体

- ・平成27年4月から毎月協議体研究会開催
- ・構成要員: 社会福祉協議会、農業協同組合、社会福祉法人職員及びコーディネーター、商工会やシルバー人材センター、生活協同組合に働きかけ予定
- ・協議内容: 総合事業内容等、今後は、コーディネーターと連携を図り資源開発やニーズと取組のマッチングを推進

21

生活支援コーディネーター・協議体

- ①平成27年4月1日付で市社会福祉協議会に業務委託
- ②委託内容: 生活支援コーディネーター(最低1名)の専任、協議体(話し合いの場)の設置(関係者会議年4回を含む)、地域資源の開発、ネットワークの構築など
- ③生活支援コーディネーターのこれまでの活動状況:
地域ケア個別会議への出席、
関係者会議(地域コミュニティ、民生委員、地域包括支援センター、市社会福祉協議会事務局など)への出席
現時点では、地域からの情報収集を中心に事業を展開している。

22

【簡単な演習】

○すでに設置した地域の取り組みについての情報交換をしてください(研修では事例報告をもらうことも考えられる)

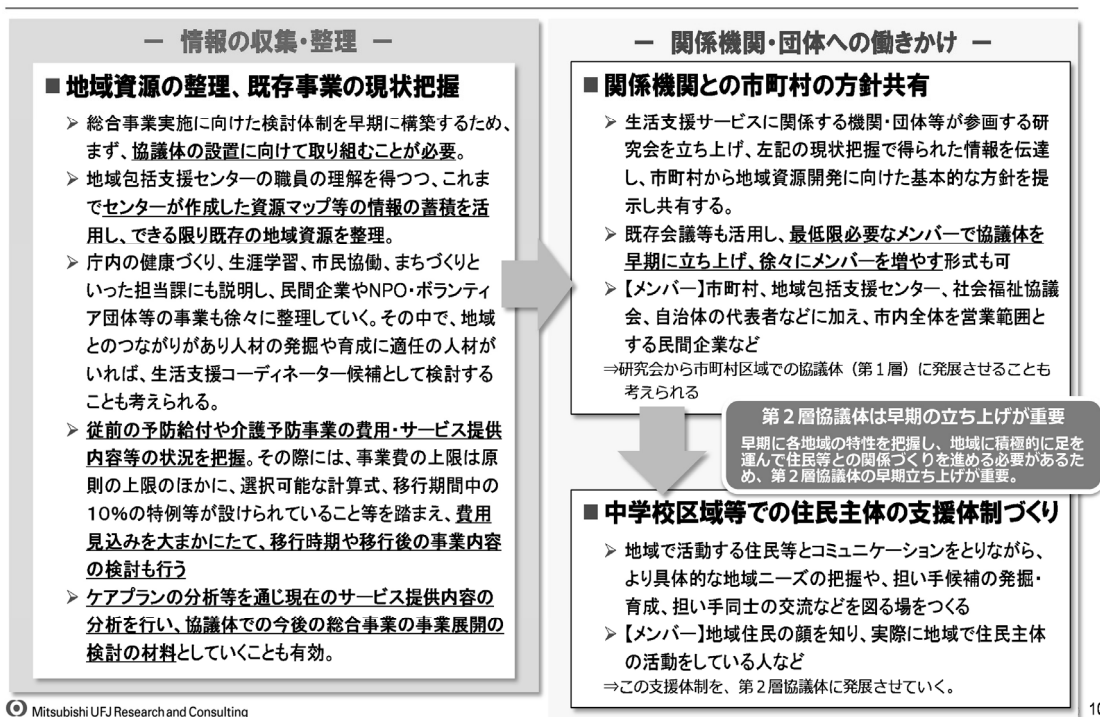
○みなさんの地域でコーディネーターを置くとしたらどのような組織や人を想定しますか？

○協議体はどんな形で設置しますか(他の協議組織との役割分担と連携。効率的な運営の工夫)

4. 市町村の役割

- 計画的な推進体制・基盤整備・・・コーディネーターや協議体の設置(特定)、サービス開発や基盤整備の方向性を行政の計画に位置づけ
- コーディネーターの資質向上・・・都道府県研修派遣、事例検討
- コーディネーターの活動のバックアップ・庁内調整・・・行政側の担当者の明確化、コーディネーターや団体との意見交換、行政庁内及び関係団体との調整
- 住民主体のサービス提供組織への活動支援・・・公共施設等を活用した活動拠点の支援、補助(助成)による活動拠点や間接経費への支援など
- 他施策との連動による総合的な推進・・・複合的な生活課題に対応できる仕組みづくり、庁内調整体制の明確化、他の福祉施策、まちづくり、生涯学習施策との連動

6. 市町村の役割 ～協議体の活動開始前に当面実施すべきこと～



5. 都道府県の役割

- 人材育成 ……国で作成したコーディネーター養成カリキュラム、テキストを活用し、継続的・体系的な研修を実施
- 第1層のコーディネーターのスキルアップ、活動支援…相互研鑽（サービス開発手法の検討等）や相談の機会・場・仕組みをつくる
- 市町村への支援 ……県内のコーディネーターの配置状況の偏在や地域事情等を配慮し調整。生活支援サービスの意義やコーディネーター等を支援する市町村職員の役割、他市町村の取り組み状況等の情報提供や研修等の支援